

新型コロナウイルス感染症にかかる訪問看護職員の勤務等について

当協会における新型コロナウイルス感染症に係る訪問看護職員の勤務等については、以下のとおりとします。

各所長におかれましては、感染拡大防止のため積極的に対応してください。

1 勤務の取扱い

(1) 本人の場合

ア 風邪の症状がある場合（イ及びウに該当する場合を除く。）

出勤を自粛（病気休暇を取得又は年次休暇を使用）

イ 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（※1）

出勤を自粛（休業（※2））

直ちに、所属へ連絡（所長は、事務局長に連絡）

※1 保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断されたときから、検査に必要な期間及び健康状態の観察期間を対象期間とする。

所長は、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類により確認する。

職員は原則、通院及び入院を除き、自宅療養又は自宅待機とする。

※2 休業手当対象（100%）

ウ 新型コロナウイルスに感染した場合

出勤不可（休業（※2））

直ちに、所属へ連絡（所長は、事務局長に連絡）

(2) 家族の場合

ア 風邪の症状がある場合（イ及びウに該当する場合を除く。）

① 濃厚接触が疑われない場合

通常の勤務

② 濃厚接触が疑われる場合

出勤を自粛（休業（※2））

イ 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

出勤を自粛（休業（※2））

直ちに、所属へ連絡（所長は、事務局長に連絡）

ウ 新型コロナウイルスに感染した場合

出勤不可（休業（※2））

直ちに、所属へ連絡（所長は、事務局長に連絡）

2 訪問看護ステーションの運営について

参考資料

(1) 業務の一部停止

職員が新型コロナウイルスの感染が疑われる場合及び家族が新型コロナウイルスに感染した場合は、緊急性のある訪問（※3）を除いて訪問業務を停止する。

※3 他の訪問看護ステーションで代替訪問ができない場合。

(2) 業務の停止

職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、訪問業務を停止する。

3 利用者への対応

(1) 利用者宅からの情報提供

利用者及び家族が、以下の場合は、訪問看護ステーションに連絡してもらう。

ア 利用者及びその家族に発熱症状がある場合

イ 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

ウ 新型コロナウイルスに感染した場合

(2) 利用者宅への説明

訪問看護ステーションの職員が発症した場合は、原則として訪問ができなくなることを伝えておく。その場合、利用者に不安を与えないよう代替策を示す。

4 感染拡大防止に資する対応

(1) 時差通勤

通勤時の感染機会を減らすため、職員から申出があり、かつ、業務に支障がないと認められるときは、会長は、当該職員の申出を考慮して勤務時間を割り振ることができる。

また、職員が希望する場合は、年次休暇を取得することにより勤務時間を短縮することができる。ただし、その場合でも午前10時から午後3時までの間を含むものとする。

なお、勤務時間の割り振りについては、2週間を単位とする。

(2) 通勤方法の変更

公共交通機関利用時の感染機会を減らすため、職員が自動車や自転車、徒歩に交通手段を一時変更することができる。ただし、駐車場等の料金については、自己負担とする。

なお、届出のある手段によって通勤する日数が月の要勤務日数の半分以上であれば、通勤届の変更は不要であり、通勤手当への影響はない。

5 留意事項

各所長は、職員及びその家族、または、利用者及びその家族が新型コロナウイルスの感染が疑われる場合及び感染した場合は、速やかに事務局長まで報告する。